

整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方

近年、整骨院・接骨院などの柔道整復師にかかる方が多くなっています。これに伴い柔道整復師にかかわる療養費も増加傾向にあります。

整骨院・接骨院はみなさんの身近にあり気軽に利用できますが、施術を受ける場合、健康保険が使えるものと使えないものが定められています。

柔道整復師へのかかり方を正しく理解し、適正な受診をされますよう、ご協力をお願いいたします。



健康保険が使えるもの

- * 急性または亜急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷・肉離れなど
- * 骨折・不全骨折・脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要です）



健康保険が使えないもの

次の様な場合は、健康保険の対象ではありませんので、**全額自己負担**になります。

- * 日常生活による単なる疲れ、肩こり、腰痛、体調不良
- * スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- * 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・ヘルニア等)からくる痛み、こり
- * 脳疾患後遺症等の慢性病
- * 症状の改善が見られない長期の施術



☆整骨院・接骨院で健康保険を使うときの注意点

① 負傷原因を正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害や通勤災害に該当する場合は、健康保険は使えません。また、交通事故に該当する場合はご連絡をお願いいたします。

② 請求内容を確認してから、委任状欄に署名しましょう

施術内容を確認したみなさんの署名または捺印がある場合のみ、国民健康保険から療養費が整骨院・接骨院に支払われます。

- * 支払った金額と自己負担額が合っているか
- * 受診回数は合っているか
- * 負傷名・負傷原因は正しいか
- * 施術内容が合っているか



を確認し、療養費支給申請書の「委任欄」にご自身で署名または捺印しましょう。

③ 領収書は、必ずもらいましょう

医療費通知と内容を照合しましょう。領収書は、所得税の確定申告医療費控除の対象となりますので、大切に保管しましょう。

④ 施術が長期にわたる時は、医師の診察を受けましょう

症状改善が見られない長期の施術の場合、他の要因も考えられますので、病院等の診察を受けましょう。